

# 最終処分場基本計画策定業務

## 委託仕様書

令和 2 年 1 2 月

砺波広域圏事務組合



## 第1章 総則

### 1. 業務の目的

本業務は、砺波広域圏事務組合（以下「甲」という。）が蔵原地内において、一般廃棄物処理基本計画で算出された最終処分が必要となる廃棄物の種類と量を勘案し、甲の指定した建設地における被覆施設を具備した一般廃棄物最終処分場施設整備に必要な施設等について、検討・整理し基本計画を策定することを目的とする。

### 2. 業務の名称

最終処分場基本計画策定業務

### 3. 業務の範囲

本委託の業務内容は、第2章に示すものとする。

なお、本業務の受託者（以下、「乙」という。）は、甲と十分打合せ、協議のうえ本業務を履行するものとする。

### 4. 遵守すべき法令等

乙は、本業務の履行にあたり、関係する諸法令等を遵守しなければならない。

- 1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則
- 2) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場の技術上の基準を定める命令
- 3) 環境基本法、同施行令、同施行規則
- 4) 大気汚染防止法
- 5) 水質汚濁防止法
- 6) 騒音規制法
- 7) 振動規制法
- 8) 悪臭防止法
- 9) 下水道法
- 10) ダイオキシン類対策特別措置法
- 11) 都市計画法
- 12) 文化財保護法
- 13) 農業振興地域の整備に関する法律
- 14) 富山県の公害防止等に関する条例
- 15) 最終処分場性能指針
- 16) 最終処分場整備の計画・設計要領（（社）全国都市清掃会議）
- 17) 道路構造令の解説と運用
- 18) 道路土工指針

- 19) 河川砂防技術基準(案)解説
- 20) 開発指導要綱、林地開発基準等
- 21) 林道規定
- 22) 防災調節池設置基準（案）
- 23) 建築基準法、同施行令、同施行規則
- 24) 土木工事標準示方書
- 25) 日本工業規格（JIS）
- 26) 日本電気工業会標準規格（JEM）及び電気関係諸規格
- 27) 富山県公害防止条例、同施行規則
- 28) その他遵守すべき法令、条例、規則、細則及び規格等

#### 5. 資料の貸与

本業務の履行上必要な資料の収集は、原則として乙が行うものであるが、甲が保有する資料等で業務履行上必要なものは貸与するものとする。

但し、資料の貸与は所定の手続によるものとし、貸与した資料は業務完了後速やかに返却するものとする。

#### 6. 秘密の保持と中立性の義務

乙は、本業務上知り得た事項については、第三者に漏らしてはならない。また、乙は、コンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。

#### 7. 管理体制

乙は、本業務の甲が発注する委任先に5年以上在籍している配置技術者を選任し、在籍証明書を添付して甲へ届け出ること。

#### 8. 配置技術者要件

乙は、本業務に配置する次の技術者を選任し、甲に届け出なければならない。選任した技術者は業務委託先に5年以上の継続勤務実績を有しており、技術者選任届には技術資格証明書の写し及び自社の社員であることを証明するための社会保険証の写しを添付すること。は、管理技術者、照査技術者、担当技術者を配置し効率的に秩序正しく誠意をもって業務を行わせること。

##### (1) 管理技術者の要件

管理技術者は、技術士（衛生工学部門）、または RCCM（廃棄物部門）を有しており、地方公共団体が発注した一般廃棄物最終処分場（被覆型最終処分場）の基本計画（又は基本設計）の実績を有する者とする。

(2) 照査技術者の要件

照査技術者は、技術士（衛生工学部門）を有しており、一般廃棄物最終処分場（被覆型最終処分場）の基本計画（又は基本設計）の実績を有する者とする。

(3) 担当技術者の要件

① 土木担当技術者

測量士又は、一級土木施工管理技士の資格を有する者。

② 建築担当技術者

建築担当技術者は、一級建築士の登録資格を有し、一般廃棄物最終処分場の基本計画（又は基本設計）の実績を有する者。

(4) 管理技術者、照査技術者はこれを兼ねることはできないものとする。

9. 審査

乙は、本業務が完了したときは、成果品を甲に提出し、審査を受けるものとする。

10. 検査及び引き渡し

乙は、成果品の提出図書一式を甲の係員の検査を受けて引き渡し、本業務は完了したものとする。

11. 疑義及び業務の変更

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、また業務の変更を要する場合には、甲乙がその都度協議の上これを定めるものとする。

12. 打合せ及び会議録

乙は、業務に関し必要な打合せを行った場合、その打合せ事項及び成果を記録し、甲に提出するものとする。

13. 提出書類

(1) 着手時

① 着手届

② 技術者届及び業務経歴書

③ 工程表

(2) 完了時

- ④ 完了届
- ⑤ 納品書
- ⑥ 請求書

14. 成果品

(1) 基本計画成果品

- |                |      |      |
|----------------|------|------|
| ① 基本計画報告書      | A4 版 | 5 部  |
| ② 基本計画報告書（概要版） | A4 版 | 30 部 |
| ③ 上記に係る電子媒体    | CD-R | 1 式  |

15. 成果品の審査

乙は、業務完了後に成果品を提出し、甲の審査を受けなければならない。

16. 成果品の引き渡し

成果品の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品して、本業務は完了したものとする。

## 第2章 業務内容

### 1. 計画の概要

#### (1) 計画の概要整理

最終処分場の対象地区の計画位置、面積、地形・地質、土地利用規制、その他状況の整理を行う。

- 1) 計画位置
- 2) 計画地の面積
- 3) 計画地の地形地質概要
- 4) 計画地の土地利用規制
- 5) 地すべり危険箇所（国土交通省、林野庁、農村振興局）

### 2. 施設整備の基本的事項

#### (1) 基本条件の整理

最終処分場の基本条件の整理を行う。

- 1) 計画ごみ質
- 2) 埋立量の算定
- 3) 施設規模の算定

#### (2) 施設整備方針

最終処分場の機能と施設を整理し、処分場の基本条件を整理、把握する。

- 1) 最終処分場の機能と施設
- 2) 最終処分場の分類
- 3) 埋立作業
- 4) 埋立工法の検討
- 5) 覆土
- 6) 維持管理概要

#### (3) 最終処分場の型式

最終処分場の型式の検討を行う。

#### (4) 最終処分場の配置計画

計画地の概要から施設の配置計画を行い、概要の図面を作成する。

- 1) 現地調査（必要な計測作業を含む）

- 2) 施設の概要
- 3) 施設の配置計画

(5) 生活環境保全計画

生活環境影響要因を考慮した項目を整理し、各対応をまとめる。

- 1) 生活環境保全項目
- 2) 生活環境保全対策

(6) 埋立計画

搬入埋立方式の種類を分類し、方式を検討する。

- 1) 埋立方法

### 3. 主要施設計画

(1) 貯留構造物

貯留構造物の目的と機能を検討、整理し、形式の選定、その他を行う。

- 1) 貯留構造物の目的と機能
- 2) 貯留構造物の形式
- 3) 貯留構造物の選定
- 4) 貯留構造物の規模と構造

(2) 地下水集排水施設

地下水集排水施設の目的と機能を整理し、構造を検討する。

- 1) 地下水集排水施設の目的と機能
- 2) 地下水集排水施設の構造

(3) 遮水工

遮水工の目的と機能を整理し、構造を検討する。

- 1) 遮水工の種類
- 2) 遮水工

(4) 雨水集排水施設

埋立地周辺雨水の埋立地内への浸入防止、埋立地上流部雨水の排水、埋立造成終了後の雨水排水等を勘案して、雨水処理施設の配置と規模を検討する。

- 1) 雨水集排水施設の目的と機能



2) 雨水集排水施設の基本的事項

(5) 浸出水集排水施設

埋立地内の浸出水を速やかに排除する目的で、埋立地に配置する施設を整理する。

- 1) 浸出水集排水施設の目的と機能
- 2) 浸出水集排水施設の構成及び構造等の検討

(6) 浸出水処理施設

浸出水処理施設の目的と機能を整理し、処理施設の概要を取りまとめる。

- 1) 浸出水処理施設の目的と機能
- 2) 水処理プロセス
- 3) 水質変動への対応
- 4) 水量変動への対応
- 5) 浸出水処理施設の構成
- 6) 被覆型最終処分場における浸出水処理施設

(7) 埋立ガス処理施設

埋立てる廃棄物をできるだけ好氣的雰囲気には保ち、埋立廃棄物の分解安定化を促進するために必要となるガス抜き施設の配置と規模を検討する。

- 1) 埋立ガス処理施設の目的と機能
- 2) 埋立ガス処理施設の構成
- 3) ガス抜き設備の規模及び構造

(8) 被覆施設

被覆施設の目的、機能、種類、構造等を比較検討整理する。

- 1) 被覆施設の目的と機能
- 2) 被覆施設の種類と構造
- 3) 被覆施設の規模及び構造

(9) 管理施設

搬入管理のために設置する計量設備等の機器、水処理施設の制御設備、管理人員の事務所、その他の検討を行う。

- 1) 搬入管理施設
- 2) モニタリング施設
- 3) 管理道路

#### (10) 関連施設

搬入道路、囲障、防火設備、雨水調整池その他関連施設を整理する。

- 1) 搬入道路
- 2) 立札・門・囲障
- 3) 防火設備
- 4) 雨水調整池
- 5) その他設備

### 4. 跡地利用計画

#### (1) 跡地利用の検討

跡地利用の検討を行う。

- 1) 低度利用に対する対策
- 2) 中度利用に対する対策
- 3) 高度利用に対する対策

#### (2) 跡地の利用可能な用途

地域特性を考慮した利用可能な用途を検討する。

### 5. 管理計画

- (1) 維持管理計画
- (2) 環境保全対策
- (3) 交通安全対策

### 6. 事業概要

具体的な施設整備方式を検討し、概算工事費、財源計画及び事業スケジュールを作成する。

- (1) 施設整備方式
- (2) 概算工事費
- (3) 財源計画
- (4) 事業スケジュール及び概略工事工程

### 7. 総括

基本計画の概要を総括する。

- 1) 計画の概要
- 2) 計画施設の概要

3) 考察

## 8. 法令等

### (1) 関係法令

- 1) 廃棄物処理等の法体系
- 2) 土地の利用等に係る法令等
- 3) 環境関連法令

### (2) 基準等

- 1) 一般廃棄物の最終処分場の技術上の基準

## 9. 照査

初回、中間時、完了報告書作成時での照査を実施する

## 10. 打合せ協議

初回、中間（4回程度）、最終打合せ協議を実施する。

協議内容（メール等での打合せを含む）は議事録として整理するものとする。

必要に応じて中間打合せの回数を変更する。

# 土質調査編

## 第1節 地質調査業務

### 1.1 地質調査業務

#### (1) 調査対象面積の設定

- ① 調査ボーリングの実施
- ② 標準貫入試験の実施
- ③ 建設に必要な資料となる試験の実施
- ④ 調査報告書の作成

#### (2) 地質調査業務

- |                                |                  |
|--------------------------------|------------------|
| ⑤ 調査ボーリング (オールコア) φ 66 礫混じり土砂  | 1 2 m (4m × 3本)  |
| ⑥ 調査ボーリング (オールコア) φ 66 玉石混じり土砂 | 4 8 m (16m × 3本) |
| ⑦ 調査ボーリング (オールコア) φ 86 礫混じり土砂  | 8 m (4m × 2本)    |
| ⑧ 調査ボーリング (オールコア) φ 86 玉石混じり土砂 | 3 2 m (16m × 2本) |
| ⑨ 標準貫入試験 礫混じり土砂                | 2 0 回            |
| ⑩ 標準貫入試験 玉石混じり土砂               | 8 0 回            |
| ⑪ 現場透水試験                       | 2 箇所             |
| ⑫ 透水管設置                        | 4 0 m            |
| ⑬ 足場仮設 環境保全                    | 5 箇所             |
| ⑭ 準備後片付け                       | 1 業務             |

#### (3) 室内試験

- |            |      |
|------------|------|
| ① 土粒子の密度試験 | 2 試料 |
| ② 土の含水比試験  | 2 試料 |
| ③ 土の粒度試験   | 2 試料 |
| ④ 土の液性限界試験 | 2 試料 |
| ⑤ 土の塑性試験   | 2 試料 |
| ⑥ 土の締固め試験  | 2 試料 |
| ⑦ 土の透水試験   | 2 試料 |

- |           |      |
|-----------|------|
| ⑧ 土の一軸圧縮試 | 2 試料 |
| ⑨ 土の三軸圧縮試 | 2 試料 |
| ⑩ 土のコーン指数 | 2 試料 |
| (4) 解析業務  | 1 式  |

## 第2節 成果品

乙は、下記の成果品を甲に提出するものとする。

- |                      |       |     |
|----------------------|-------|-----|
| (1) 地質調査結果報告書        | A 4 版 | 3 部 |
| (2) 議事録              |       | 1 式 |
| (3) 上記の記録電子媒体 (CD-R) |       | 1 式 |

# 測量業務編

## 第3節 作業規定等

本業務を実施するにあたっては下記の作業規程を準拠するものとする。

- (1) 富山県土木部測量業務共通仕様書
- (2) 富山県土木部設計業務等共通仕様書
- (3) 国土交通省北陸地方整備局用地調査等業務共通仕様書

## 第4節 業務の内容

本業務の内容は、次のとおりとする。

### (1) 測量業務調査対象面積の設定

- ① 対象面積：約7.0ha
- ② 測量範囲：約8.0ha

### (2) 調査内容

- ① 4 級基準点測量 ..... 6 点
- ② 4 級水準点測量 ..... 2.0km
- ③ 現地測量 (1/500) ..... 約8.0ha

- ④ 中心線測量 …………… 0.58km(2本)
- ⑤ 縦断測量 …………… 0.58km
- ⑥ 横断測量 …………… 0.58km
- ⑦ 仮BM設置測量 …………… 0.58km
- ⑧ 用地測量 作業計画 …………… 1業務
- ⑨ 用地測量 現地踏査 …………… 1業務
- ⑩ 用地測量 資料調査 公図等の転写 …………… 約7.0ha
- ⑪ 用地測量 資料調査 土地登記記録調査 …… 約7.0ha
- ⑫ 用地測量 資料調査 権利者確認調査 …… 約7.0ha
- ⑬ 用地測量 資料調査 公図等転写連続図作成 約7.0ha
- ⑭ 打合せ協議 …………… 1業務

#### 4.2 照査

業務の内容の照査を行う。

#### 4.3 打合せ協議

打合せ・協議は、初回、中間2回、完了時の計3回以上を予定する。

### 第5節 成果品

乙は、下記の成果品を甲に提出するものとする。

- |                      |       |     |
|----------------------|-------|-----|
| (3) 測量調査結果報告書        | A 4 版 | 3 部 |
| (4) 議事録              | 一 式   |     |
| (5) 上記の記録電子媒体 (CD-R) | 一 式   |     |